

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則ほか 4 規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市規則第 25 号

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則

松江市規則第 26 号

松江市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

松江市規則第 27 号

松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 28 号

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 29 号

松江市認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則の一部を改正する規則

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める事務並びに別表第 2 及び別表第 3 の規則で定める情報を定める規則（平成 27 年松江市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 4 条の 2 条例別表第 1 の 5 の項及び条例別表第 2 の 5 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第 2 の 5 の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 松江市福祉医療費助成条例(平成 17 年松江市条例第 178 号)第 5 条の医療証等の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ク 略</p> <p><u>ケ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る戸籍関係情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 9 条第 3 項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 松江市福祉医療費助成条例第 9 条の資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p>	<p>第 4 条の 2 条例別表第 1 の 5 の項及び条例別表第 2 の 5 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第 2 の 5 の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 松江市福祉医療費助成条例(平成 17 年松江市条例第 178 号)第 5 条の医療証等の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 松江市福祉医療費助成条例第 9 条の資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p>

ア～キ 略

ク 当該届出に係る福祉医療対象者に
係る戸籍関係情報

ア～キ 略

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

松江市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

松江市職員安全衛生管理規則（平成17年松江市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 安全衛生管理体制(第7条— <u>第28条</u>) 第4章 安全衛生教育(<u>第29条—第31条</u>) 第5章 健康管理(<u>第32条—第40条</u>) 第6章 健康の保持増進(<u>第41条—第43条</u>) 第7章 雑則(<u>第44条—第46条</u>) 附則 (作業主任者の設置) 第20条 <u>労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条</u> に定める作業を行う職場に、法第14条に規定する作業主任者を置き、省令第16条に規定する資格を有する職員のうちから任命権者が選任する。 (作業主任者の職務) 第21条 作業主任者は、前条に規定する職場に従事する職員を指揮するとともに、省令 <u>その他の厚生労働省令</u> で定める業務を行う。 (<u>化学物質管理者の設置</u>) 第22条 <u>別に定める事業場に、省令第12条の5に規定する化学物質管理者を置き、同条第3項の定めるところにより職員のうちから任命権者が選任する。</u>	目次 第1章・第2章 略 第3章 安全衛生管理体制(第7条— <u>第26条</u>) 第4章 安全衛生教育(<u>第27条—第29条</u>) 第5章 健康管理(<u>第30条—第38条</u>) 第6章 健康の保持増進(<u>第39条—第41条</u>) 第7章 雑則(<u>第42条—第44条</u>) 附則 (作業主任者の設置) 第20条 <u>別</u> _____に定める作業を行う職場に、法第14条に規定する作業主任者を置き、省令第16条に規定する資格を有する職員のうちから任命権者が選任する。 (作業主任者の職務) 第21条 作業主任者は、前条に規定する職場に従事する職員を指揮するとともに、省令_____で定める業務を行う。 う。

(化学物質管理者の職務)

第23条 化学物質管理者は、前条に規定する事業場において、省令第12条の5第1項各号に掲げる事項の管理を行う。

(保護具着用管理責任者の設置)

第24条 第22条の規定により化学物質管理者を置いた事業場において、省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させるときは、省令第12条の6に規定する保護具着用管理責任者を置き、同条第2項の定めるところにより職員のうちから任命権者が選任する。

(保護具着用管理責任者の職務)

第25条 保護具着用管理責任者は、前条に規定する事業場において、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項の管理を行う。

第26条・第27条 略

第28条 略

第29条～第46条 略

別表第1(第2条、第7条、第10条、第14条、第18条、第27条関係)

(1)・(2) 略

別表第2(第36条、第37条関係)

略

第22条・第23条 略

第24条 削除

第25条 略

第26条 削除

第27条～第44条 略

別表第1(第2条、第7条、第10条、第14条、第18条、第23条関係)

(1)・(2) 略

別表第2(第34条、第35条関係)

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市職員の給与に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第 58 条 条例第 10 条の規定により初任給調整手当を支給する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 行政職給料表の適用を受ける職に採用された職員であって、現に土木、建築、機械又は電気に関する専門的知識を必要とする職務に従事する者</u></p> <p>第 59 条 条例第 10 条の規定による初任給調整手当の支給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるとおりとす</p>	<p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第 58 条 条例第 10 条の規定による初任給調整手当は、次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定めるとおり支給する。</p> <p>(1) 条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職 <u>採用の日から 35 年以内の期間、採用後 15 年を経過した日から 1 年経過するごとにその額を減じて支給する。</u></p> <p>(2) 条例第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる職 <u>採用の日から 15 年以内の期間、1 年経過するごとにその額を減じて支給する。</u></p> <p>第 59 条 条例第 10 条の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

る。

(1) 条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職員
採用の日から 35 年以内の期間、採用
後 15 年を経過した日から 1 年経過するご
とにその額を減じて支給する。

(2) 条例第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる職員
採用の日から 15 年以内の期間、1 年
経過するごとにその額を減じて支給す
る。

(3) 条例 10 条第 1 項第 3 号に掲げる職員
採用の日から 6 年以内の期間、1 年経
過するごとにその額を減じて支給する。

第 60 条の 2 第 58 条に規定する職員の要件
が改正された場合において、当該改正の日
(以下この条において「改正の日」という。)
の前日から引き続き在職している職員のうち、
改正の前日に改正の日における規定が
適用されていたものとした場合に初任給調
整手当が支給されることとなる職員でその
者の初任給調整手当の支給期間及び経過期
間が改正の日の前日までに満了しないこと
となるものについては、改正の日以降、市
長の定めるところにより、初任給調整手当
を支給する。

別表第 5(第 60 条関係)

期間の 区分	初任給調整手当の額		
	第 59 条第 1 項第 1 号 に規定す る職員	第 59 条第 1 項第 2 号 に規定す る職員	第 59 条第 1 項第 3 号 に規定す る職員
1 年未満	円 309,200	円 60,000	円 30,000

別表第 5(第 60 条関係)

期間の 区分	初任給調整手当の額		
	第 59 条第 1 項第 1 号 に規定す る職員	第 59 条第 1 項第 2 号 に規定す る職員	
1 年未満	円 309,200	円 60,000	

1年以上 2年未満	309,200	60,000	25,000	1年以上 2年未満	309,200	60,000	
2年以上 3年未満	309,200	60,000	20,000	2年以上 3年未満	309,200	60,000	
3年以上 4年未満	309,200	56,000	15,000	3年以上 4年未満	309,200	56,000	
4年以上 5年未満	309,200	52,000	10,000	4年以上 5年未満	309,200	52,000	
5年以上 6年未満	309,200	48,000	5,000	5年以上 6年未満	309,200	48,000	
6年以上 7年未満	309,200	43,000		6年以上 7年未満	309,200	43,000	
略				略			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 4 条の 2 条例第 34 条の 7 第 1 項及び同項第 9 号の規定による市長の指定を受けようとする者は、寄附金_____を受領しようとする日の 1 月前までに申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市民の福祉の増進に寄与する<u>寄附金</u>として指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち</u>市内で行う事業に充てられることが明らかな<u>もの</u></p> <p>3 市長は、前項の指定をしたときは、申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>寄附金</u>の目的又は充てようとする事業名</p> <p>(4) <u>寄附金</u>の名称</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 4 条の 2 条例第 34 条の 7 第 1 項及び同項第 9 号の規定による市長の指定を受けようとする者は、寄附金<u>又は金銭(以下「寄附金等」という。)</u>を受領しようとする日の 1 月前までに申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市民の福祉の増進に寄与する<u>寄附金等</u>として指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) _____市内で行う事業に充てられることが明らかな<u>金銭</u></p> <p>3 市長は、前項の指定をしたときは、申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>寄附金等</u>の目的又は充てようとする事業名</p> <p>(4) <u>寄附金等</u>の名称</p>

<p>(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 第 3 項の通知を受けた者は、指定を受けた<u>寄附金</u>が第 2 項の指定要件を欠くに至ったとき、又は事業を廃止し、若しくは休止しようとするときは直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>寄附金</u>を受領した法人又は団体は、当該<u>寄附金</u>が市長の指定した<u>寄附金</u>に該当する旨、当該<u>寄附金</u>の額及びその受領した年月日を証する書類を作成し、寄附をした者に交付しなければならない。</p> <p>9 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 第 3 項の通知を受けた者は、指定を受けた<u>寄附金等</u>が第 2 項の指定要件を欠くに至ったとき、又は事業を廃止し、若しくは休止しようとするときは直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>寄附金等</u>を受領した法人又は団体は、当該<u>寄附金等</u>が市長の指定した<u>寄附金等</u>に該当する旨、当該<u>寄附金等</u>の額及びその受領した年月日を証する書類を作成し、寄附をした者に交付しなければならない。</p> <p>9 略</p>
--	---

別表中「寄附金等」を「寄附金」に改める。

様式第 43 号から様式第 47 号までの規定中「寄附金等」を「寄附金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松江市税賦課徴収条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 4 条の 2 の規定により市長が指定した寄附金等は、この規則による改正後の松江市税賦課徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定により市長が指定した寄附金とみなす。
- 3 旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、前項に規定するものを除き、新規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

松江市認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

松江市認定こども園の認定に関する規則（平成 30 年松江市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第 2 条～第 7 条 略</p> <p>様式第 1 号(第 4 条関係) 略</p> <p>様式第 2 号(第 5 条関係) 略</p> <p>様式第 3 号(第 6 条関係) 略</p> <p>様式第 4 号(第 7 条関係) 略</p>	<p>(職員配置の基準の計算方法)</p> <p>第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する人数は、次の各号に掲げる区分の子どもの数をそれぞれ当該各号に掲げる数で除した数(当該数に小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を合計した数(その数に小数点以下第 1 位の端数があるときは、これを四捨五入した数)以上とする。</p> <p>(1) 満 1 歳未満の子ども <u>3</u></p> <p>(2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども <u>6</u></p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども <u>20</u></p> <p>(4) 満 4 歳以上の子ども <u>30</u></p> <p>第 3 条～第 8 条 略</p> <p>様式第 1 号(第 5 条関係) 略</p> <p>様式第 2 号(第 6 条関係) 略</p> <p>様式第 3 号(第 7 条関係) 略</p> <p>様式第 4 号(第 8 条関係) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。